

保健師のための資金の貸付制度について

本市で働く保健師は、下記の貸付制度を利用することができます。
資金の貸付制度は2種類です。

	特別貸付金	就業準備金
内容	修学に必要な資金の貸付けを受けている者が、本市の保健師となったため、当該資金の返還を求められた場合に、その全額に相当する額を限度とし貸し付ける。 (限度額 480万円)	60万円を限度として貸し付ける。
対象者	次のいずれにも該当する方 ①稚内市医療職員修学資金貸付条例による修学資金の貸付けを受けていない者 ②就業準備金の貸付けを受けていない者 ③保健師助産師看護師法第7条に規定する保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者 ④保健師として本市に採用されることとなっている旨の通知を受けた者又は保健師として本市に採用されてから6月以内の者	次のいずれにも該当する方 ①稚内市医療職員修学資金貸付条例による修学資金の貸付けを受けていない者 ②特別貸付金の貸付けを受けていない者 ③保健師助産師看護師法第7条に規定する保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者又は同法第19条各号に該当する見込みの者 ④保健師として本市に採用されることとなっている旨の通知を受けた者又は保健師として本市に採用されてから6月以内の者
返還の猶予	本市の保健師として業務に従事している期間は貸付金の返還を猶予する。	
返還の免除	在職期間が36～48月に達したとき (休職または停職期間は除く)	在職期間が36月に達したとき (休職または停職期間は除く)
必要な書類	1. 貸付金貸付承認申請書 2. 添付書類 ①誓約書 ②戸籍又は住民票の謄本 ③連帯保証人の印鑑登録証明書 ④資金の貸付の決定の通知書及び貸付残高を確認できる書類 ⑤保健師国家試験及び看護師国家試験の合格証書又は保健師免許証の写し	1. 貸付金貸付承認申請書 2. 添付書類 ①誓約書 ②戸籍又は住民票の謄本 ③連帯保証人の印鑑登録証明書 ④次のいずれかの書類 ・保健師国家試験及び看護師国家試験の合格証書の写し ・保健師免許証の写し ・保健師助産師看護師法第19条各号に該当する者となる見込みであることを証する書類の写し